

平成 28 年 4 月 1 日

事業者 各位

下請セーフティネット債務保証事業及び
地域建設業経営強化融資制度の一部改正について

平成 21 年 10 月 1 日より、市と工事請負契約を締結した中小・中堅元請建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度を導入しているところでありますが、下記のとおり改正いたします。

記

1 改正内容

「工事請負代金の債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」のうち「地域建設業経営強化融資制度に係る取扱い」を、平成 33 年 3 月 31 日まで延長する。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

※詳細については、「工事請負代金の債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」をご覧ください。

〔お問い合わせ先〕

三鷹市総務部契約管理課契約係
電話 0422-45-1151 内線 2261～2263